

## 社会事業をめぐる議論の収斂過程

—1946-52年の『社会事業』から—

長野大学 野口 友紀子 (会員番号 4418)

キーワード：戦後社会事業論・収斂過程・社会保障制度

### 1. 研究目的

本研究の目的は、1946年から1952年までの『社会事業』誌にみる社会事業をめぐる議論の傾向を明らかにし、戦前・戦後の議論の潮流を検討することである。

戦後は社会福祉事業本質論争といわれる議論が1952年に『大阪社会福祉研究』誌において展開され、関連する議論が55年まで続いている。本質を問う議論の戦後の開始をこの本質論争におくとすると、戦後『社会事業』誌が復刻した1946年から52年まではどのような議論が展開されていたのか。

戦前・戦後の社会事業をめぐる議論の連続や断絶を捉えるとき、この時期は戦前と戦後の時間的な連結の部分にあたる。52年の本質論争にたどり着くまでの議論を検討することによって、この連結部の議論の中身が戦前とどのような相違あるいは共通点があるのかをみることができる。

### 2. 研究の視点および方法

中央社会福祉協議会（1951年1・2月合併号までは日本社会事業協会社会事業研究所）が発行する『社会事業』を使用し、1946年から1952年までの掲載論文を扱う。なお、この時期の用語として「社会事業」が主に使用されているため、報告ではこの用語を使う。

### 3. 倫理的配慮

研究倫理指針に従い、引用においては原典にあたり孫引きをしていない。

### 4. 研究結果

戦後の議論では戦前のような分類は不可能であった。1946年以降の議論の特徴は、社会事業を最低生活保障のための制度と捉える視点、個別的生活への関与としてのケースワークの重要性、という視点が存在している（2009年度日本社会福祉学会で報告）。さらに、「大河内のいう社会政策の代位や補強としての社会事業という側面が弱められ、社会政策とは別の働きをもつものとして積極的に社会事業を位置づけようという視点」もみられる（同前）。それらに加えて、今回新たに付け加えられる視点として、(1)専門職養成の必要、(2)社会保障制度との関係から捉える視点、(3)地域組織化の特質や必要性の議論があった。

(1)専門職養成については、慈恵的色彩を取り除くためには社会事業を専門職業としなければならないこと（座談会(1948)「1948年の社会事業を顧みる（座談会）」『社会事業』31(11,12)p.39）、社会事業の進歩に重要な専門化のために現任訓練を有効に行うこと、社会事業大学の確立により大学程度かそれ以上の専門教育を行うことなどがあげられている（浅賀ふさ(1952)「社会事業の専門化について」『社会事業』35(1)pp.17-18）。

(2) 社会保障制度との関係については、社会事業は今日まで社会経済組織上に立つ根拠がはっきりしなかったが、社会保障制度に取り入れられることで社会事業の基盤が確固としたものとなること(小澤一(1948)「社会保障制度と社会事業の関係」『社会事業』31(3,4)p.1), 「積極的な公的社会事業と社会保険とが結合して、こゝに新たなる国家責任制としての社会保障(Social Security)を生誕せしむるに至った」として社会事業と社会保障の関係を述べたものなどがある(平田富太郎(1949)「社会保障と生活保護制度」『社会事業』32(4,5)p.49).

(3) 地域組織化については、地域社会事業の特質を「近隣社会における共同精神による共同生活、善隣互助の意識に基づくコミュニティ・ライフの発展完成を目的とする」ものと捉え(谷川貞夫(1948)「地域的社会事業の特質」『社会事業』31(9)p.1), また社会福祉事業を作り出すのは地域社会そのものあるいは地域社会のすべての人びとであるとして、地域社会を社会福祉事業の主体と捉え、地域社会がその主体者としての権利を保持するためには己れ自らを統一的集団にまで結集しなくてはならないなどと述べられている(岡村重夫(1951)「社会福祉事業と地域社会」『社会福祉研究』(社会事業別冊)1pp.20-24).

## 5. 考察

戦後の社会事業をめぐる議論は、ある程度一定の方向にむかって収斂される。多様ではあるが、生活保護法や社会福祉事業法などの具体的な法律の制定をふまえたもの、つまり現実に即した眼前の課題に対する議論であるといえる。その意味では、これらの多様な議論は戦後に発生した同一の課題に向けられたものである。このことは、戦前にみられる議論の多様性とは異なる。

戦後は、社会事業の対象者把握は、既に存在する生活保護法が「すべての国民」を対象としたこと、社会保障制度とはすべての国民に向けられたもの、という合意があることから社会事業の対象を限定しなくなった。戦前に際して成立していた社会事業の対象者の拡大と限定という対立が解消された。そのため、戦前には科学性のひとつであった大河内の社会事業対象者把握の視点からの脱却があった。そもそも大河内の社会事業論が受け入れられたのは社会事業に対して慈恵的な伝統と捉えるのではない社会科学的な説明がなされたからであり、戦後の社会保障制度の中に社会保険と並んで社会事業を位置づければ、社会事業の科学的意義を問う必要はなくなる。戦後の議論には専門職養成、社会保障制度との関係、地域組織化という新たな論点はみられるものの、戦前のような対象者の拡大と限定や伝統や科学性といった全体を大きく分類できる新たな対立軸に相当するものではなく、戦前の議論のように相反する多様な議論は、戦後すぐには一方向への収斂の傾向がある。

### 【文献】

野口友紀子(2010)「社会事業理論の4類型と方向性」『社会福祉学』50(4)

野口友紀子(2009)「戦後社会事業の本質論の展開—戦後から1950年までの理論から—」

(日本社会福祉学会第57回大会報告 於：法政大学)